

兵庫県公報

平成25年10月29日 火曜日 第 2539 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 鳥獣保護区の指定（自然環境課）	1
○ 特別保護地区の指定（同）	2
○ 特定猟具使用禁止区域の指定（同）	3
○ 昭和43年兵庫県告示第1103号（鳥獣保護区の指定）の一部改正（同）	6
○ 保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	6
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	7
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	9
○ 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	9
公 告	
○ 入札公告（広報課）	10
○ 落札者等の公示（情報企画課）	12
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	12
病院局公告	
○ 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの募集公告	12
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	15
教育委員会規則	
○ 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	15
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	15

公布された法令のあらまし

- 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第13号）
新たな人事給与システムの導入に伴い、学事課の所掌事務について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第1250号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次の区域を鳥獣保護区として指定する。

なお、昭和37年兵庫県告示第13号（鳥獣保護区の指定）、昭和38年兵庫県告示第883号（鳥獣保護区の指定）、昭和58年兵庫県告示第2505号（鳥獣保護区の指定）及び平成5年兵庫県告示第1550号（鳥獣保護区の指定）は、平成25年10月31日限り、廃止する。

平成25年10月29日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	区域	存続期間

芦屋市裏山鳥獣保護区	阪急電鉄神戸線と芦屋市と神戸市の市界の交点を起点として、同所から同市界を北進して神戸市、芦屋市及び西宮市の3市界交点に至り、同所から芦屋市と西宮市の市界を東進及び南進して阪急電鉄神戸線に至り、同所から同線を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
六甲山鳥獣保護区	神戸市兵庫区平野町における主要地方道山麓線と国道428号の交点を起点として、同所から同国道を北進して高座及び二軒茶屋を経て主要地方道明石神戸宝塚線との交点小部峠に至り、同所から主要地方道明石神戸宝塚線（通称西六甲ドライブウェイ）を東進して神戸市立六甲山牧場西北端の石楠花谷西尾根との交点北側山頂部に至り、同所から東北方水晶山山頂を見通し、水晶山からシュラインロードの行者堂を見通し、行者堂から雲ガ岩を見通し、雲ガ岩から更に北方湯漕谷山山頂を見通し、同山頂から同市北区有馬町と同市同区有野町の町界を北進して主要地方道宝塚唐櫃線に至り、同所から同主要地方道を東進して芦有開発道路に至り、同所から同開発道路を南東進して神戸市と西宮市の市界に至り、同所から同市界を南進して神戸市、芦屋市及び西宮市の3市界交点に至り、同所から神戸市と芦屋市の市界を南進して阪急電鉄神戸線に至り、同所から同線を西進して石屋川に至り、同所から同川右岸を北進して神戸市灘区高羽字住田15番地先の主要地方道山麓線に至り、同所から同主要地方道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
稲美北部鳥獣保護区	加古郡稲美町における県道宗佐土山線と県道野谷平岡線の交点を起点として、同所から県道宗佐土山線を北進して加古川市と稲美町の市町界に至り、同所から同市町界を東進して町道3053号に至り、同所から同町道を南進して県道大久保稲美加古川線に至り、同所から同県道を西進して県道野谷平岡線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
天満大池鳥獣保護区	加古郡稲美町における県道宗佐土山線と県道志染土山線の交点を起点として、同所から県道宗佐土山線を北進して町道2007号線に至り、同所から同町道を東進して町道1006号線に至り、同所から同町道を南進して県道志染土山線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
先山鳥獣保護区	洲本市下内膳における同市下内膳字石ヶ谷と同市下内膳字御神ヶ滝の字界と市道先山線の交点を起点として、同所から同市道を南西進及び北進して市道奥畑先山線に至り、同所から同市中川原町安坂字浅谷1460番1、1483番及び1485番の3地番界交点を見通した線を北東進して同交点に至り、同所から同市中川原町安坂字浅谷、同市下内膳字石ヶ谷及び同市下内膳字御神ヶ滝の3字界交点を見通した線を南東進して同交点に至り、同所から同市下内膳字石ヶ谷と同市下内膳字御神ヶ滝の字界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで



兵庫県告示第1251号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次の区域を特別保護地区として指定する。

なお、昭和59年兵庫県告示第784号（特別保護地区の指定）は、平成25年10月31日限り、廃止する。

平成25年10月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	区 域	存続期間

六甲山特別保護地区	神戸市灘区高羽における六甲ケーブル下駅を起点として、同所から表六甲ドライブウェイを北西進して丁字ヶ辻に至り、同所から主要地方道明石神戸宝塚線を東進して記念碑台に至り、同所から神戸市道六甲山廻遊線を南東進して六甲ケーブル山上駅に至り、同所から六甲ケーブルを南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
-----------	---	---------------------------



兵庫県告示第1252号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次の区域を特定猟具使用禁止区域として指定する。

なお、昭和38年兵庫県告示第843号（銃猟禁止区域の指定）、昭和43年兵庫県告示第1104号（銃猟禁止区域の指定）、昭和48年兵庫県告示第1709号（特定猟具使用禁止区域の指定）、昭和58年兵庫県告示第2507号（特定猟具使用禁止区域の指定）、平成5年兵庫県告示第1552号（銃猟禁止区域の指定）及び平成15年兵庫県告示第1257号（銃猟禁止区域の指定）は、平成25年10月31日限り、廃止する。

平成25年10月29日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
細川特定猟具使用禁止区域	銃器	三木市細川町豊地における県道加古川三田線と美囊川左岸の交点を起点として、同所から同県道を南進及び南西進して山陽自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北西進して県道万勝寺久留美線に至り、同所から同県道を北進して市道高畑北線に至り、同所から同市道を東進して県道大畑小野線に至り、同所から同県道を東進して三木市と加東市の市界に至り、同所から同市界を北東進して県道神戸加東線に至り、同所から同県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
滝野地域加古川両岸特定猟具使用禁止区域	銃器	加東市北野における国道175号と中国自動車道の交点を起点として、同所から同自動車道を西進してJR加古川線に至り、同所から同線を北進して加東市と西脇市の市界に至り、同所から同市界を東進して国道175号に至り、同所から同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
青野ヶ原特定猟具使用禁止区域	銃器	加西市栄町における自衛隊青野ヶ原演習場、県道三木宍粟線及び加西市と小野市の市界の交点を起点として、同所から同市界を南西進して県道小野香寺線に至り、同所から同県道を西進して県道高砂加古川加西線に至り、同所から同県道を北進して県道三木宍粟線に至り、同所から同県道を東進して自衛隊青野ヶ原演習場に至り、同所から加西市側の同演習場境界を北進して国道372号に至り、同所から同国道を南西進して県道高砂加古川加西線に至り、同所から同県道を北進して県道高岡北条線に至り、同所から同県道を東進して国道372号に至り、同所から同国道を南西進して市道高岡庚申線に至り、同所から同市道を南進して市道高岡河高線に至り、同所から同市道を南西進して農道高岡80号線に至り、同所から同農道を南東進して加西市と小野市の市界に至り、同所から同市界を東進して自衛隊青野ヶ原演習場に至り、同所から加東市側の同演習場境界を東進して小野市側の同演習場境界に至り、同	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

		所から同演習場境界を南東進及び南西進して市道2262号線に至り、同所から同市道を東進して県道市場多井田線に至り、同所から同県道を南進して市道2255線に至り、同所から同市道を西進して幹線排水路粟生線に至り、同所から同排水路を南東進して市道2234号線に至り、同所から同市道を西進して市道2271号線に至り、同所から同市道を北東進して市道237号線に至り、同所から同市道を北西進して小野市と加西市の市界に至り、同所から同市界を北進して自衛隊青野ヶ原演習場に至り、同所から加西市側の同演習場境界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
佐用町中山 特定猟具使用 禁止区域	銃器	佐用町奥金近における町道金近線と町道中山線の交点を起点として、同所から町道中山線を北西進して中国横断自動車道姫路鳥取線に至り、同所から同自動車道を北西進して県道中三河佐用線に至り、同所から同県道を北東進して町道カイロク森谷線に至り、同所から同町道を東進及び南東進して町道金近線に至り、同所から同町道を南進及び南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成25年11 月1日から 平成35年10 月31日まで
生野ダム特 定猟具使用 禁止区域	銃器	生野ダム北詰と国道429号の交点を起点として、同所から同国道を東進して市道菅町線に至り、同所から同市道を東進して市道青草線に至り、同所から同市道を南進して市道生野ダム湖岸線に至り、同所から同市道を西進して生野ダム南詰に至り、同所から同ダムを北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成25年11 月1日から 平成35年10 月31日まで
猪子垣特定 猟具使用禁 止区域	銃器	豊岡市日高町猪子垣字野中326、327、340、341、343、344、346から350まで、352から354まで、字大田382から389まで、395から405まで、408から414まで、字ハンナギ355から358まで、360、362から369まで、フチノ上296—1、ワセ田290—1及び長峰420から422までの区域	平成25年11 月1日から 平成35年10 月31日まで
秋津特定猟 具使用禁止 区域	銃器	加東市古家における県道小野藍本線と市道秋津台環状線の交点を起点として、同所から同市道を北進して市道観光2号に至り、同所から同市道を北進して市道秋津古家線に至り、同所から同市道を北進して旧加東郡東条町と同社町の旧町界に至り、同所から同旧町界を北東進して市道秋津清水線（同社町、三田市及び旧加東郡東条町の境界点）に至り、同所から同市道を南進して県道小野藍本線に至り、同所から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成25年11 月1日から 平成35年10 月31日まで
黒谷特定猟 具使用禁止 区域	銃器	加東市黒谷における県道平木南山線と県道小野藍本線の交点を起点として、同所から県道小野藍本線を南西進して市道大神廻渕線に至り、同所から同市道を北進して旧加東郡東条町と同社町の旧町界に至り、同所から同旧町界を北進して県道平木南山線に至り、同所から同県道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成25年11 月1日から 平成35年10 月31日まで
奥若杉特定 猟具使用禁 止区域	銃器	養父市大屋町若杉における同市と宍粟市の市界と県道養父波賀線の交点を起点として、同所から同県道を東進して養父市大屋町若杉字奥山における通称東谷の山道に至り、同所から同山道を南進して円山川森林計画区10林班と同区11林班との林班界に至り、同所から同林班界を南進して同区4林班と同区7林班の林班界に至り、同所から同林班界を南西進して宍粟市と養父市の市界に至	平成25年11 月1日から 平成35年10 月31日まで

		り、同所から同市界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
円山川沿岸 特定猟具使用 禁止区域	銃器	養父市と豊岡市の市界と円山川右岸堤防の交点を起点として、同所から同堤防を南進して市道坂本線に至り、同所から同市道を南進して県道宮津養父線に至り、同所から同県道を南進して県道物部養父線に至り、同所から同県道を南進して国道312号に至り、同所から同国道を南進して市道山口旧国道線に至り、同所から同市道を南進して市道羽瀨旧県道2号線に至り、同所から同市道を北西進してJR播但線に至り、同所から同線を北進して神子畑橋梁北詰に至り、同所から円山川左岸堤防を北進して県道宮津養父線に至り、同所から同県道を西進して大屋橋東詰に至り、同所から大屋川右岸堤防を南進して建屋川右岸堤防に至り、同所から同堤防を南進して県道浅野山東線に至り、同所から同県道を西進して稲津橋西詰に至り、同所から建屋川左岸堤防を北進して大屋川右岸堤防に至り、同所から同堤防を西進して県道養父朝来線に至り、同所から同県道を北進して浅野大橋北詰に至り、同所から大屋川左岸堤防を北東進して円山川左岸堤防に至り、同所から同堤防を北進して八木川右岸堤防に至り、同所から同堤防を南西進して市道小山朝倉線に至り、同所から同市道を北進して朝倉橋北詰に至り、同所から八木川左岸堤防を北東進して円山川左岸堤防に至り、同所から同堤防を北進して養父市と豊岡市の市界に至り、同所から同市界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成25年11 月1日から 平成35年10 月31日まで
権現ダム北 特定猟具使用 禁止区域	銃器	加古川市志方町における市道権現ダム線と県道小野志方線の交点を起点として、同所から同県道を東進して同市平荘町中山の交差点手前57メートル地点に至り、同所から南東進して権現ダム北東端における県道加古川右岸自転車道線に至り、同所から同県道を南進及び西進して権現ダム北西端における市道権現ダム線に至り、同所から同市道を北西進して山陽自動車道高架下に至り、同所から北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成25年11 月1日から 平成35年10 月31日まで
神出・岩岡 特定猟具使用 禁止区域	銃器	神戸市西区神出町田井における国道175号と県道神戸加古川姫路線の交点を起点として、同所から同国道を南進して市道神出村第67号線に至り、同所から同市道を西進して市道神出村第66号線に至り、同所から同市道を南西進して県道野村明石線に至り、同所から同県道を南進して市道神戸二見線に至り、同所から同市道を西進して県道大久保稲見加古川線に至り、同所から同県道を北進して市道神出岩岡線に至り、同所から同市道を北東進して県道野村明石線に至り、同所から同県道を北進して神戸市と加古郡稲美町の市町界に至り、同所から同市町界を北進して県道神戸加古川姫路線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成25年11 月1日から 平成35年10 月31日まで
権現ダム特 定猟具使用 禁止区域	銃器	加古川市志方町（権現ダム北西端）における市道権現ダム線と県道加古川右岸自転車道の交点を起点として、同所から同県道を南東進、北東進及び南西進し、さらに東進して権現第三ダム右岸に至り、同所から同ダム堰堤左岸の県道加古川右岸自転車道に至り、同所から同県道を南西進及び南東進して権現第二ダム右岸に至り、同所から同ダム堰堤左岸の県道高砂加古川加西線に至り、同所から同県道を南西進して権現第一ダム右岸に至り、同所から	平成25年11 月1日から 平成35年10 月31日まで

		同ダム堰堤左岸の市道権現ダム線に至り、同所から同市道を北進、西進及び北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
三木市西部 第2特定猟 具使用禁止 区域	銃器	三木市における国道175号と県道加古川三田線の交点を起点として、同所から同県道を西進して三木市と加古川市の市界に至り、同所から同市界を北進して加古川と美嚢川の合流点で加古川市、小野市及び三木市の3市界交点に至り、同所から小野市と三木市の市界を東進して国道175号に至り、同所から同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成25年11 月1日から 平成35年10 月31日まで
加西市西長 町大堂池特 定猟具使用 禁止区域	銃器	加西市西長町大堂池における大堂池水面の区域	平成25年11 月1日から 平成35年10 月31日まで
林田町大堤 特定猟具使 用禁止区域	銃器	姫路市林田町大堤字古林612番2、613番1、614番、字西之奥615番から620番1まで、621番1、622番1、623番から630番まで及び632番から647番までの区域	平成25年11 月1日から 平成35年10 月31日まで
鶏籠山特定 猟具使用禁 止区域	銃器・く くりわな	たつの市龍野町北龍野における近畿自然歩道と市道北龍野4号線の交点を起点とし、同所から同市道を南進して市道北龍野日山線に至り、同所から同市道を南進、東進及び南進して市道柳原本町線に至り、同所から同市道を南西進して市道中霞城旭橋線に至り、同所から同市道を西進及び北西進して市道紅葉谷揖保川線に至り、同所から同市道を北進して市道龍野公園線に至り、同所から同市道を西進及び南西進して市道水神町龍野公園線に至り、同所から同市道を西進して龍野配水池に至り、同所から遊歩道を北進及び北東進して鶏籠山国有林574林班お小班との小班の小班界に至り、同所から尾根沿いに北進して的場山山頂に至り、同山頂から近畿自然歩道を北東進、南東進、北進及び東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成25年11 月1日から 平成35年10 月31日まで



兵庫県告示第1253号

昭和43年兵庫県告示第1103号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年10月29日

兵庫県知事 井戸敏三

表岡大池鳥獣保護区の項を削る。



兵庫県告示第1254号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年10月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南あわじ市阿那賀字水口1642の2、1642の4
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため



兵庫県告示第1255号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成25年10月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

商号又は名称及び 代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因と なった事実	取消年月日
			区分	種 類		
広栄産業(株) 代津村 俊之	神戸市東灘区田中町1 —15—5	般-24 第108344号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年2月3日
神戸設備工業 代神戸 良彰	同 市同 区田中町1 —5—13	般-21 第115491号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月3日
兵庫土地改良(株) 代桶川 勝紀	同 市中央区江戸町 101 三共生興ビル206 号	特-23 第109460号	特定	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年5月2日
(株)trueCOL ORs 代澤村 浩樹	同 市同 区下山手通 6—3—6	般-24 第113981号	一般	大工工事業、左官工事 業、石工事業、屋根工 事業、電気工事業、タ イル・れんが・プロツ ク工事業、板金工事 業、ガラス工事業、塗 装工事業、防水工事 業、内装仕上工事業、 熱絶縁工事業、建具工 事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月28日
(株)オリア 代古賀 広文	同 市同 区旭通2— 10—18	特-21 第115650号	特定	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月30日
(株)エヌワイシーガ ル 代山下 俊憲	同 市同 区菊水町10 —39—36	般-21 第112482号	一般	とび・土工工事業、石 工事業、タイル・れん が・プロツク工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年7月15日
(株)エムラックハマ ダ 代濱田 耕一	同 市長田区長者町17 —6	般-23 第112405号	一般	建築工事業、内装仕上 工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月19日
(有)ケンクウ 代神田 保	同 市同 区野田町8 —3—6	般-20 第114263号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月28日
(株)園和建设 代松中 洋治	尼崎市東園田町9—8 —4	般-23 第201123号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年4月30日
鐘ヶ江建工 代鐘ヶ江 正盛	同 市神田北通4— 105—602	般-20 第215570号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月1日
高木設備工業 代高木 博隆	同 市上坂部2—37— 32	般-24 第216799号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月4日
石原建設(株) 代石原 静子	西宮市上田市2—20— 9	般-20 第215587号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年12月31日
(株)バーナル 代清水 誠治郎	同 市甲子園高潮町6 —6	般-21 第216029号	一般	左官工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、鉄筋 工事業、板金工事業、 ガラス工事業、塗装工 事業、防水工事業、熱 絶縁工事業、建具工事 業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年4月26日

東建テクノ(株) 代霜山 次男	同 市鳴尾浜1-25-1	特-21 第215781号	特定	土木工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年7月1日
長尾工業(株) 代上原 君子	同 市里中町2-7-8	般-22 第218152号	一般	しゅんせつ工事業、造園工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月5日
畑畑装備 代畑 博文	同 市上之町23-54	般-24 第215230号	一般	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月10日
エビス斫業 代谷岡 昌幸	同 市桜谷町4-1-207	般-24 第218464号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月18日
山崎型枠 代山崎 博喜	伊丹市昆陽東6-3-13	般-22 第302075号	一般	大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年6月30日
(有)兵建リース 代大城 秋雄	同 市安堂寺町6-396	般-21 第217031号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月1日
安田工務店 代安田 浩二	川西市鶯台2-22-9	般-22 第302165号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月18日
日工興産(株) 代桜井 裕之	明石市大久保町江井島1013-2	般-24 第406756号	一般	土木工事業、左官工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、熱絶縁工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃止)	平成25年5月29日
藤田産業(株) 代藤田 誠司	同 市和坂1-14-32	般-22、25 第406247号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年6月25日
阪神連合清掃(株) 代深山 昭人	同 市大明石町1-12-17	般-23 第402161号	一般	土木工事業、しゅんせつ工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年7月1日
山電サービス(株) 代吉川 宗一郎	同 市大蔵八幡町6-47	般、特-24 第404421号	特定	ほ装工事業、塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
(有)親和設備工業 代濱中 洋	高砂市西畑4-10-1	般-22 第403661号	一般	土木工事業、電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、消防施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年10月31日
波賀エンジニア 代岡森 秀喜	同 市荒井町蓮池2-9-21	般-23 第407169号	一般	管工事業、消防施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年6月11日
株シカタ 代志方 和久	同 市伊保東2-2-5	般、特-22 第401138号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月15日
神鋼検査サービス(株) 代後藤 正宏	同 市荒井町新浜2-3-1	般-20 第406047号	一般	土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月17日
(有)河合設備 代河合 幹男	三木市細川町金屋426-2	般-22 第353079号	一般	建築工事業	建設業の廃業 (一部廃業)	同 月30日
志染住設 代五百蔵 泉	同 市志染町吉田109-3	般-20 第353600号	一般	土木工事業、管工事業	建設業の廃業 (全部廃業)	平成25年7月22日
岡田建設(株) 代古谷 繁一	同 市宿原45	特-23 第350435号	特定	造園工事業	建設業の廃業 (一部廃業)	同 月23日
(有)今村重機 代今村 裕司	姫路市石倉253	般-21 第459987号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成22年10月15日
(有)ヨシオカ工業 代吉岡 英治	同 市網干区興浜639-2	般-22 第460139号	一般	左官工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年6月15日

日野電設 (代)日野 正章	同 市余部区上川原 187-1	般-23 第460937号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月30日
(有)松島建築 (代)松島 慶太	同 市北条梅原町91	般-20 第458998号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年7月2日
(有)真改工業 (代)高嶋 靖生	同 市勝原区宮田10-7	般-24 第458677号	一般	とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月16日
はりま建設(同) (代)臼井 功次	同 市東今宿1-1435-8-101	般-21 第460674号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月26日
しらすぎ港業 (代)井上 和佳	同 市飾磨区英賀西町1-63	般-20 第459828号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月29日
杉山建設 (代)杉山 多喜男	豊岡市福田1066	般-23 第650772号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年6月18日
泉興業 (代)清水 照幸	同 市出石町袴狭856-1	般-24 第650841号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月30日
(有)山下設備 (代)山下 隆司	篠山市藤坂767	般-20 第751961号	一般	土木工事業、管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年5月30日
丹波ひかみ森林組合 (代)藤原 敦實	丹波市氷上町上新庄1203-1	般-23 第751476号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年3月31日
正井住宅 (代)正井 潔	淡路市浦816-1	般-20 第801833号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月19日



兵庫県告示第1256号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局龍野土木事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年10月29日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
栗 町 (5)	たつの市		新宮町栗町	加 庄	456番6の一部、456番7、456番8の一部、463番1の一部、469番の一部、477番1の一部、477番2の一部



兵庫県告示第1257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年10月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
高砂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

東播都市計画下水道事業高砂市公共下水道

3 事業施行期間

変更なし

4 事業地

(1) 収用の部分

平成24年兵庫県告示第1232号の事業地に高砂市米田町塩市の一部地内を追加する。

(2) 使用の部分

変更なし

公 告

入札公告

兵庫県ホームページセキュリティ高度化に伴うシステム改修業務委託に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年10月29日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 業務件名

兵庫県ホームページセキュリティ高度化に伴うシステム改修業務委託

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年11月22日（金）から同年12月2日（月）まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で下記3(3)の入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部広報課 担当 北田

電話 (078) 362-3018

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成25年10月29日（火）から同年11月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成25年11月18日（月）午後3時 兵庫県西館 1階小入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成25年11月15日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年11月14日（木）午前11時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成25年11月8日（金）午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約が契約締結予定日（平成25年11月22日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵

庫県規則第31号) 第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年10月29日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
兵庫県オープン系システム共通基盤運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部情報企画課システム管理室 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年10月3日
- 4 落札者の名称及び住所
SCSK株式会社 東京都江東区豊洲三丁目2番20号
- 5 落札金額
296,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成25年8月23日

病 院 局 管 理 規 程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成25年10月29日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第9号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。
第32条の4第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該業務のうち管理者が指定するものに従事したときは、当該業務1回につき、1,900円とする。

附 則

この管理規程は、平成25年11月1日から施行する。

病 院 局 公 告

政府調達に関する協定に係るプロポーザルの募集公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルの募集を実施する。

平成25年10月29日

兵庫県病院事業

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
県立尼崎総合医療センター（仮称）総合医療情報システム 一式
 - (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が募集要項で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成27年3月31日（月）

(4) 納入場所

県立尼崎総合医療センター（仮称） 尼崎市東難波町2丁目地内（新病院整備地）

2 参加資格

(1) パッケージ型電子カルテシステムの取扱いをしており、日本国内において、一般病床700床以上の病院における同等のシステム導入を受注し、納入した実績（開発中のものを含む。）を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県（以下「県」という。）の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 参加手続

(1) 事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局企画課 病院整備係

電話 (078) 341-7711（代表） 内線3475、3495

F A X (078) 351-2883

電子メールアドレス byouinkikakuka@pref.hyogo.lg.jp

(2) 募集要項等の配布

ア 配布

(7) 配布期間

平成25年10月29日（火）から同年11月12日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(8) 配布場所

上記(1)に同じ。

イ インターネットからのダウンロード

平成25年10月29日（火）から同年11月12日（火）まで

URL http://web.pref.hyogo.lg.jp/bk01/amagasaki_proposal.html

(3) 参加表明書

ア 提出方法

所定の様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成25年10月29日（火）から同年11月18日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成25年11月18日（月）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

(4) 質問及び回答

ア 参加表明等に関する事項

(7) 質問方法

所定の様式により行うこととし、事務局へ電子メール又はF A Xによる送付とする。

(8) 受付期間

平成25年10月30日（水）から同年11月11日（月）まで

(9) 回答方法

平成25年11月13日（水）から同月15日（金）までの間に、電子メール又はF A Xにより、質問書を提出した全員に対して行うとともに、事務局において閲覧方式により行う。

イ 企画提案等に関する事項

- (7) 質問方法
所定の様式により行うこととし、事務局へ電子メール又はFAXによる送付とする。
 - (4) 受付期間
平成25年11月18日（月）から同月25日（月）まで
 - (7) 回答方法
平成25年11月29日（金）から同年12月3日（火）までの間に、電子メール又はFAXにより、参加
表明書を提出した全員に対して行う。
- (5) 企画提案書
- ア 提出方法
持参又は郵送とする。
 - イ 受付期間
平成25年11月20日（水）から同年12月9日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
郵送の場合は、平成25年12月9日（月）必着とする。
 - ウ 提出場所
上記(1)に同じ。
 - エ 提出書類
 - (7) 企画提案書 16部
 - (4) 企画提案書要約版 16部
 - (7) その他、募集要項に定めるもの
- 4 当選者の選考、決定及び通知の方法
- (1) 選考方法
県に設置する「県立尼崎総合医療センター（仮称）総合医療情報システムプロポーザル審査委員会」（以
下「委員会」という。）において行う。
 - (2) 決定方法
委員会の選考結果に基づき、当選者及び次点者を選定する。
 - (3) 当選者の通知
当選者及び次点者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。
 - (4) 当選後の取扱い
当選者を「県立尼崎総合医療センター（仮称）総合医療情報システムの調達契約」の契約予定者とし、
契約の交渉を行う。ただし、契約予定者との協議が整わなかった場合には、契約予定者の決定を取り消し、
次点者と契約協議を行う。
- 5 その他
- (1) 書類作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 留意事項
 - ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
 - イ 提出書類は、非公開とする。
 - ウ 提出書類は、返却しない。
 - エ 提出書類について、この書面及び所定の様式に適合しない場合は、無効とすることがある。
 - オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした
者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
 - カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
 - (3) 参加に要する費用
本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
 - (4) 詳細は、募集要項による。
- 6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition
- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Ryuuchirou Nishimura, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency
 - (2) Nature of the service to be required:

Proposals for Medical total information system

(3) The acceptance period for the submission of proposals:

From 9:00 a.m. to 5:00 p.m. every weekday from Wednesday, November 20 through Monday, December 9, 2013

(4) Contact point for the notice:

Policy Planning Division, Prefectural Hospitals Agency, Hyogo Prefecture

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 3475, 3495

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第88号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定し及び指定した施設の指定を取消したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年10月29日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武田 丈蔵

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

クラブ・アンクラーージュ御影	同 市灘区土山町16-2
----------------	--------------

を

「

トラストグレイス御影	同 市灘区土山町16-2
------------	--------------

に改める。

教育委員会規則

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月29日

兵庫県教育委員会

委員長 山口 徹

兵庫県教育委員会規則第13号

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
第12条第13号中「教職員及び県立学校の職員の」を削る。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第357号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任

者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年10月29日

兵庫県公安委員会

委員長 橋本 猛 伸

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

平成25年12月2日（月）から同月6日（金）までの5日間

イ 追加取得講習

平成25年12月5日（木）及び同月6日（金）の2日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、12月6日（金）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で25人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（身辺警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者（警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者を除く。）で、最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成25年11月5日（火）から同月15日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下「生活安全課」という。）の警備業担当係

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

7 受講手数料

新規取得講習は34,000円、追加取得講習は10,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、警備員指導教育責任者講習受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166